

# 性能評価業務約款改正 新旧対照表（改正理由付き）

新（改正後）	旧（改正前）	改正理由
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（趣 旨）</p> <p>第1条 この性能評価業務約款（以下「業務約款」という。）は、株式会社全国鉄骨評価機構（以下「機構」という。）が、性能評価業務規程（以下「規程」という。）に基づき評価業務の実施に必要な事項を定める。</p> <p>（性能評価申請の受付）</p> <p>第2条 機構は、性能評価申請の受付を4月1日から5月15日及び10月15日から11月30日迄の年2回とする。</p> <p>ただし、申請者のやむを得ない理由による場合は、当受付期間外でも受付を行うことができる。（ろ）</p> <p>2 機構は申請を受けた後、評価を行い原則6カ月以内に申請者に性能評価書を交付する。（ろ）</p> <p>ただし、申請者のやむを得ない理由等による場合は、6カ月を越えて性能評価書を交付することができる。（ろ）</p> <p>3 申請者は、性能評価申請に当たって <b>性能</b></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（趣 旨）</p> <p>第1条 この性能評価業務約款（以下「業務約款」という。）は、株式会社全国鉄骨評価機構（以下「機構」という。）が、性能評価業務規程（以下「規程」という。）に基づき評価業務の実施に必要な事項を定める。</p> <p>（性能評価申請の受付）</p> <p>第2条 機構は、性能評価申請の受付を4月1日から5月15日及び10月15日から11月30日迄の年2回とする。</p> <p>ただし、申請者のやむを得ない理由による場合は、当受付期間外でも受付を行うことができる。（ろ）</p> <p>2 機構は申請を受けた後、評価を行い原則6カ月以内に申請者に性能評価書を交付する。（ろ）</p> <p>ただし、申請者のやむを得ない理由等による場合は、6カ月を越えて性能評価書を交付することができる。（ろ）</p> <p>3 申請者は、性能評価申請に当たって <u>評価対</u></p>	<p>性能評価が有効である期間の期限を明確に規定するため、用語の見直しを行い適切な用語に改めた。</p>

<p><u>評価が有効である期間の期限（以下「評価有効期限」という。）を5年間としなければならない。（い）（～）</u></p> <p>4 申請者は、機構の請求に応じて、申請に係わる性能評価のために必要な追加書類又は申請に係わるその他のものを遅滞なく機構に提出しなければならない。</p> <p>5 機構は、機構の責めに帰することが出来ない事由により、6カ月を超えて性能評価書が交付できない場合は、申請者にその理由を明示の上、性能評価をうち切ることが出来る。</p> <p>6 機構が性能評価をうち切った場合は、その申請図書は返却しない。ただし、納付された手数料は返却する。</p> <p>7 工場審査の前までに申請者の正当な都合による場合は、受け付けられた性能評価申請図書を取り下げる（別記様式 JSAO-7 による。）ことができる。申請図書及び手数料の扱いは第6項による。</p> <p>8 申請者は、交付された通知書(別記様式 JSAO-11 による。)に定める <u>評価有効期限</u> 経過後も認定を継続しようとする場合は、<u>評価有効期限</u> 以内に <u>性能評価が完了するように</u> 改めて性能評価申請をするものとする。</p>	<p><u>象期間（以下「評価対象期限」という。）を5年間としなければならない。（い）</u></p> <p>4 申請者は、機構の請求に応じて、申請に係わる性能評価のために必要な追加書類又は申請に係わるその他のものを遅滞なく機構に提出しなければならない。</p> <p>5 機構は、機構の責めに帰することが出来ない事由により、6カ月を超えて性能評価書が交付できない場合は、申請者にその理由を明示の上、性能評価をうち切ることが出来る。</p> <p>6 機構が性能評価をうち切った場合は、その申請図書は返却しない。ただし、納付された手数料は返却する。</p> <p>7 工場審査の前までに申請者の正当な都合による場合は、受け付けられた性能評価申請図書を取り下げる（別記様式 JSAO-7 による。）ことができる。申請図書及び手数料の扱いは第6項による。</p> <p>8 申請者は、交付された通知書(別記様式 JSAO-11 による。)に定める <u>評価対象期限</u> 経過後も認定を継続しようとする場合は、<u>評価対象期限</u> 以内に改めて性能評価申請をするものとする。</p>	<p>「評価対象期限」⇒「評価有効期限」</p> <p>・用語の見直しを行い適切な用語に改めた。</p> <p>「評価対象期限」⇒「評価有効期限」</p> <p>・<u>評価有効期限</u> 経過後も認定を継続しようとする場合は、<u>評価有効期限</u> 以内に <u>性</u></p>
--	--	---

<p>る。</p> <p>この場合、交付された通知書の <u>評価有効期限</u> は第3項で規定する期間に、改めて発生する大臣認定申請手続き期間を加えることができる。(い) <u>(～)</u></p> <p>9 前項に規定する認定の継続のための性能評価において、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の影響によって、評価の完了する時期が <u>評価有効期限</u> を超える場合は、機構は性能評価申請書類により品質管理体制が適切に維持されていることを確認し、運営委員会の承認を受けたうえで、<u>評価有効期限</u> の延長を認めることができる。ただし、機構は、<u>評価有効期限</u> を延長しようとするときは、あらかじめ、国土交通省に協議するものとする。<u>また、延長した場合における性能評価後の新たな評価有効期限は、第4項の規定にかかわらず、元の通知書に記載された評価有効期限の5年後とする。</u> (ほ) <u>(～)</u></p> <p>10 申請者は、評価後、業務約款細則に定め</p>	<p>この場合、交付された通知書の <u>評価対象期限</u> は第3項で規定する期間に、改めて発生する大臣認定申請手続き期間を加えることができる。(い)</p> <p>9 前項に規定する認定の継続のための性能評価において、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の影響によって、評価の完了する時期が <u>評価対象期限</u> を超える場合は、機構は性能評価申請書類により品質管理体制が適切に維持されていることを確認し、運営委員会の承認を受けたうえで、<u>評価対象期限</u> の延長を認めることができる。ただし、機構は、<u>評価対象期限</u> を延長しようとするときは、あらかじめ、国土交通省に協議するものとする。(ほ)</p> <p>10 申請者は、評価後、業務約款細則に定める</p>	<p><u>能評価が完了するように</u> 改めて性能評価申請をするよう明確に規定した。全鉄評の場合は、申請書受付から評価書発行まで6か月としているため、評価有効期限の6か月前に申し込むこととなる。</p> <p>・用語の見直しを行い適切な用語に改めた。 「評価対象期限」⇒「評価有効期限」</p> <p>同上</p> <p>延長した場合における性能評価後の新たな評価有効期限を明確に規定した。例えば評価有効期限を6か月延長した場合は、新たな評価の評価有効期限は4年6か月となる。</p>
---	--	--

る変更事項が発生した場合、速やかに機構の代表取締役社長（以下「社長」という。）に届出を行い、運営委員会の審議を経て、再評価を受けるものとする。（ほ）

## 第2章 性能評価手数料

（性能評価手数料）

第3条 申請者は、規程第7条第3項に定める建築鉄骨溶接構造性能評価申請書に受付印を押印した写しの交付を受けたとき、第3項に定める評価の区分に応じた性能評価に係わる手数料を請求の日から1カ月以内に、機構が定める銀行口座に振り込まなければならない。

- 2 申請者と機構は前項の受付印を押印した日をもって契約締結したものとする。
- 3 評価の区分による性能評価に係わる手数料は下記による。

（評価の区分）	手数料（消費税については非課税扱い）
Sグレード	102万円（は）（に）
Hグレード	72万円（に）
Mグレード	46万円（に）
Rグレード	36万円（に）
Jグレード	26万円（に）

変更事項が発生した場合、速やかに機構の代表取締役社長（以下「社長」という。）に届出を行い、運営委員会の審議を経て、再評価を受けるものとする。（ほ）

## 第2章 性能評価手数料

（性能評価手数料）

第3条 申請者は、規程第7条第3項に定める建築鉄骨溶接構造性能評価申請書に受付印を押印した写しの交付を受けたとき、第3項に定める評価の区分に応じた性能評価に係わる手数料を請求の日から1カ月以内に、機構が定める銀行口座に振り込まなければならない。

- 2 申請者と機構は前項の受付印を押印した日をもって契約締結したものとする。
- 3 評価の区分による性能評価に係わる手数料は下記による。

（評価の区分）	手数料（消費税については非課税扱い）
Sグレード	102万円（は）（に）
Hグレード	72万円（に）
Mグレード	46万円（に）
Rグレード	36万円（に）
Jグレード	26万円（に）

<p style="text-align: center;">第3章 その他</p> <p>(細目の委任)</p> <p>第4条 この業務約款を実施し又は補足するために必要な事項は、社長が別に定める。</p> <p>(業務約款の改正等)</p> <p>第5条 この業務約款を改正し又は廃止しようとするときは、社長は機構の取締役会の審議を経て行う。</p> <p>(附 則) ー平成20年3月31日制定ー</p> <p>この約款は、平成20年4月1日より実施する。</p> <p>(附 則) (い)</p> <p>改正後の約款は、平成23年4月1日より実施する。</p> <p>(附 則) (ろ)</p> <p>改正後の約款は、平成24年11月1日より実施する。</p> <p>(附 則) (は) 改正後の約款は、平成26年4月1日より実施する。</p> <p>(附 則) (に) 改正後の約款は、令和元年10</p>	<p style="text-align: center;">第3章 その他</p> <p>(細目の委任)</p> <p>第4条 この業務約款を実施し又は補足するために必要な事項は、社長が別に定める。</p> <p>(業務約款の改正等)</p> <p>第5条 この業務約款を改正し又は廃止しようとするときは、社長は機構の取締役会の審議を経て行う。</p> <p>(附 則) ー平成20年3月31日制定ー</p> <p>この約款は、平成20年4月1日より実施する。</p> <p>(附 則) (い)</p> <p>正後の約款は、平成23年4月1日より実施する。</p> <p>(附 則) (ろ)</p> <p>改正後の約款は、平成24年11月1日より実施する。</p> <p>(附 則) (は) 改正後の約款は、平成26年4月1日より実施する。</p> <p>(附 則) (に) 改正後の約款は、令和元年10月1日より実施する。</p> <p>(附 則) (ほ) 改正後の約款は、令和2年5月29</p>	
--	---	--

<p>月 1 日より実施する。 (附 則) (ほ) 改正後の約款は、令和 2 年 5 月 29 日より実施する。 (附 則) (へ) 改正後の約款は、令和 2 年 12 月 10 日より実施する。</p>	<p>日より実施する。</p>	<p>改正後の約款は令和 2 年 12 月 10 日より実施し、改正箇所は (へ) を付けた。</p>
--	-----------------	---

# 性能評価業務約款細則改正 新旧対照表（改正理由付き）

新（改正後）	旧（改正前）	改正理由
<p>（趣 旨）</p> <p>第 1 条 この性能評価業務約款細則（以下「細則」という。）は、株式会社全国鉄骨評価機構（以下「機構」という。）が、性能評価業務規程（以下「規程」という。）及び性能評価業務約款（以下「約款」という。）に関連した性能評価業務の実施に必要な補足事項を定める。</p> <p>（契約の締結）</p> <p>第 2 条 申請者（以下「甲」という。）及び機構（以下「乙」という。）は、乙の規程並びに約款及びこの細則に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。なお、申請書は契約図書の一つとみなす。</p> <p>2 この契約は、甲が乙に申請書を提出し、約款第 3 条第 2 項の定めにより乙が申請書に受付印を押印した日をもって、締結がなされたものとする。</p> <p>3 乙は、申請書に受付印を押印した日から性能評価業務（以下「業務」という。）を行い、甲に対し規程第 11 条に定める性能評価書の交付又は性能評価書の交付できない旨の通知書をもって、規程第 8 条第 3 項に定める 6 カ月以内に通知を発しなければならない。</p>	<p>（趣 旨）</p> <p>第 1 条 この性能評価業務約款細則（以下「細則」という。）は、株式会社全国鉄骨評価機構（以下「機構」という。）が、性能評価業務規程（以下「規程」という。）及び性能評価業務約款（以下「約款」という。）に関連した性能評価業務の実施に必要な補足事項を定める。</p> <p>（契約の締結）</p> <p>第 2 条 申請者（以下「甲」という。）及び機構（以下「乙」という。）は、乙の規程並びに約款及びこの細則に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。なお、申請書は契約図書の一つとみなす。</p> <p>2 この契約は、甲が乙に申請書を提出し、約款第 3 条第 2 項の定めにより乙が申請書に受付印を押印した日をもって、締結がなされたものとする。</p> <p>3 乙は、申請書に受付印を押印した日から性能評価業務（以下「業務」という。）を行い、甲に対し規程第 11 条に定める性能評価書の交付又は性能評価書の交付できない旨の通知書をもって、規程第 8 条第 3 項に定める 6 カ月以内に通知を発しなければならない。</p>	

<p>4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。</p> <p>5 甲は、乙から提出図書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>6 甲は、乙が提出された書類のみで業務を行う事が困難であると認め、当該業務を行うために必要な追加書類又は当該業務の対象実物その他これに類するものの提出を請求した場合、請求された内容のものを甲乙合意のうえ定めた期日までに提出しなければならない。</p> <p>7 甲は、乙に対して約款第3条に定める評価手数料を請求の日から1カ月以内に、乙の指定する口座に振り込まなければならない。</p> <p>8 この契約における期間の定めについては、<u>民法</u>の定めるところによる。<u>(ろ)</u></p> <p>(業務期日)</p> <p>第3条 乙の業務期日は、第2条第2項の契約締結の日から6カ月を経過する迄の日とする。</p> <p>2 乙は、天変地異、<u>戦争、暴動、疫病、内乱</u>、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力によって、第1項に定める業務期日までに第2条第3項の通知を発することができない場合は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる。<u>(ろ)</u></p>	<p>4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。</p> <p>5 甲は、乙から提出図書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>6 甲は、乙が提出された書類のみで業務を行う事が困難であると認め、当該業務を行うために必要な追加書類又は当該業務の対象実物その他これに類するものの提出を請求した場合、請求された内容のものを甲乙合意のうえ定めた期日までに提出しなければならない。</p> <p>7 甲は、乙に対して約款第3条に定める評価手数料を請求の日から1カ月以内に、乙の指定する口座に振り込まなければならない。</p> <p>8 この契約における期間の定めについては、<u>民法(明治29年法律第89号)</u>の定めるところによる。</p> <p>(業務期日)</p> <p>第3条 乙の業務期日は、第2条第2項の契約締結の日から6カ月を経過する迄の日とする。</p> <p>2 乙は、天変地異、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力によって、第1項に定める業務期日までに第2条第3項の通知を発することができない場合は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる。</p>	<p>平成30年5月 〇〇の民法改正に伴い、「期間の定め」等、この約款の定めのないものについては、改正された民法によることとするため、「明治29年法律第89号」を削除した。</p> <p>天変地異等の不可抗力として、具体的に戦争、暴動、疫病、内乱を追記した。</p>
---	---	---



3 前項に規定する場合のほか、甲が、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、当該理由が正当であると乙が認めたときにあつては、乙は業務期日を延期することができる。

4 前2項の場合、乙が業務期日を延期したことによつて甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。

(審査中の申請内容の変更)

第4条 甲は、乙が第2条第3項の通知を発するまでに甲の都合により申請内容について次のいずれかの一に該当するにいたつた場合は、その旨を直ちに乙に通知し、甲乙合意のうえ定めた期日までに乙に変更部分の提出図書を提出しなければならない。

- (1) 経営上の都合で名称を変更したとき
- (2) 行政区画の変更などによつて地番などが変わったとき
- (3) 株式会社、有限会社などの組織変更があつたとき
- (4) 認定書に付する予定の表示事項などで変更があつたとき
- (5) 申請者に相続があつたとき

2 前項の定めに係わらず申請内容の変更が、規程第9条第2項に定める区分の変更等、大幅なものと乙が認める場合にあつては、甲は当初の申請内容に係わる業務の申請を取り下げなければならない。

3 前項に規定する場合のほか、甲が、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、当該理由が正当であると乙が認めたときにあつては、乙は業務期日を延期することができる。

4 前2項の場合、乙が業務期日を延期したことによつて甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。

(審査中の申請内容の変更)

第4条 甲は、乙が第2条第3項の通知を発するまでに甲の都合により申請内容について次のいずれかの一に該当するにいたつた場合は、その旨を直ちに乙に通知し、甲乙合意のうえ定めた期日までに乙に変更部分の提出図書を提出しなければならない。

- (1) 経営上の都合で名称を変更したとき
- (2) 行政区画の変更などによつて地番などが変わったとき
- (3) 株式会社、有限会社などの組織変更があつたとき
- (4) 認定書に付する予定の表示事項などで変更があつたとき
- (5) 申請者に相続があつたとき

2 前項の定めに係わらず申請内容の変更が、規程第9条第2項に定める区分の変更等、大幅なものと乙が認める場合にあつては、甲は当初の申請内容に係わる業務の申請を取り下げなければならない。

3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第 10 条第 2 項の契約解除があったものとし、第 10 条第 5 項及び第 10 条第 6 項を適用する。(ろ)

(乙の債務不履行責任)

第 5 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほかに、甲に損害が生じた場合においては、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰することが出来ない事由によることを証明したときは、この限りでない

(甲の債務不履行責任)

第 6 条 乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほかに、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責に帰することが出来ない事由によることを証明したときは、この限りでない。

(申請工場の単位)

第 7 条 申請工場は一工場を一単位とする規程第 6 条第 1 項の定めに基づくが、申請工場以外の複数の自社工場（以下「分工場」という。）が次の事項を全て満たす場合は、申請工場と同一単位の工場と認める。

3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第 11 条第 3 項の契約解除があったものとする。

(乙の債務不履行責任)

第 5 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほかに、甲に損害が生じた場合においては、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰することが出来ない事由によることを証明したときは、この限りでない。

(甲の債務不履行責任)

第 6 条 乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほかに、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責に帰することが出来ない事由によることを証明したときは、この限りでない。

(申請工場の単位)

第 7 条 申請工場は一工場を一単位とする規程第 6 条第 1 項の定めに基づくが、申請工場以外の複数の自社工場（以下「分工場」という。）が次の事項を全て満たす場合は、申請工場と同一単位の工場と認める。

3. 第 2 項により甲が申請を取り下げた場合は、第 10 条第 2 項の契約解除（甲は、乙が第 2 号第 3 項の通知を発するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨の通知をする事でこの契約を解除することができる。）があったものとし、第 10 条第 5 項（契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる）及び第 10 条第 6 項（乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。）が適用できることを適用する。 として乙の解除権の規定が適用されることを明確化した。

<p>(い)</p> <p>(1) 申請工場の総務、経理及び品質等の管理組織が、分工場も含め一体として統括管理・運営されている。</p> <p>(い)</p> <p>(2) 同一単位の各工場の機能分担が明確で鉄骨製作上補完関係にあると認められる。(い)</p> <p>(3) 分工場は、申請工場から直線距離で 10.0km 程度の範囲内に位置している。(い)</p> <p>(改善実施)</p> <p>第 8 条 甲は、工場審査中に評価員から規程第 9 条第 4 項に定める改善の要求があった場合、規程第 9 条第 5 項に定める当該部分の改善の実施の内容を、合意のうえ定めた期日迄に乙に提出しなければならない。</p> <p>2 規程第 9 条第 5 項に定める改善報告書に基づく改善の実施の確認が必要な場合、工場審査表（別記様式）に評価員が改善の確認者を定める。</p> <p>(性能評価の判断の誤りに対する乙の責任)</p> <p>第 9 条 甲は、第 5 条の定めに係わらず、第 2 条第 3 項の通知を受けた後に性能評価の判断に誤りが発見された場合、乙に対して、追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。</p>	<p>(い)</p> <p>(1) 申請工場の総務、経理及び品質等の管理組織が、分工場も含め一体として統括管理・運営されている。</p> <p>(い)</p> <p>(2) 同一単位の各工場の機能分担が明確で鉄骨製作上補完関係にあると認められる。(い)</p> <p>(3) 分工場は、申請工場から直線距離で 10.0km 程度の範囲内に位置している。(い)</p> <p>(改善実施)</p> <p>第 8 条 甲は、工場審査中に評価員から規程第 9 条第 4 項に定める改善の要求があった場合、規程第 9 条第 5 項に定める当該部分の改善の実施の内容を、合意のうえ定めた期日迄に乙に提出しなければならない。</p> <p>2 規程第 9 条第 5 項に定める改善報告書に基づく改善の実施の確認が必要な場合、工場審査表（別記様式）に評価員が改善の確認者を定める。</p> <p>(性能評価の判断の誤りに対する乙の責任)</p> <p>第 9 条 甲は、第 5 条の定めに係わらず、第 2 条第 3 項の通知を受けた後に性能評価の判断に誤りが発見された場合、乙に対して、追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。</p>	
--	--	--

<p>(1) 甲の申請図書に故意または誤謬に基づく虚偽の記載があった場合</p> <p>(2) 業務を行った時点の技術水準では予見が困難であった場合</p> <p>(3) 前各号のほか、乙の責に帰することができない事由であった場合</p> <p>2 前項の請求は、第2条第3項の通知の日から1年以内に行わなければならない。</p> <p>3 甲は、第2条第3項の通知の際に性能評価の判断に誤りがあることを知ったときは、第1項の規定に係わらず、その旨を第2条第3項の通知の日から6カ月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>(甲の解除権)</p> <p>第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙がその責に帰すべき事由により、第3条に定める業務期日までに第2条第3項の通知を発しないとき</p> <p>(2) 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき</p> <p>(3) 前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、こ</p>	<p>(1) 甲の申請図書に故意または誤謬に基づく虚偽の記載があった場合</p> <p>(2) 業務を行った時点の技術水準では予見が困難であった場合</p> <p>(3) 前各号のほか、乙の責に帰することができない事由であった場合</p> <p>2 前項の請求は、第2条第3項の通知の日から1年以内に行わなければならない。</p> <p>3 甲は、第2条第3項の通知の際に性能評価の判断に誤りがあることを知ったときは、第1項の規定に係わらず、その旨を第2条第3項の通知の日から6カ月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>(甲の解除権)</p> <p>第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 乙がその責に帰すべき事由により、第3条に定める業務期日までに第2条第3項の通知を発しないとき</p> <p>(2) 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき</p> <p>(3) 前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この</p>	
---	--	--

<p>の契約を維持することが相当でない認められるとき</p> <p>2 甲は、乙が第2号第3項の通知を発するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨の通知をする事でこの契約を解除することができる。</p> <p>3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれらの返還を乙に請求することができる。</p> <p>4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。</p> <p>5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。</p> <p>6 前2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。</p> <p>(乙の解除権)</p> <p>第11条 乙は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 甲がこの契約に従って支払うべき手数料の支払いを遅延したとき</p>	<p>契約を維持することが相当でない認められるとき</p> <p>2 甲は、乙が第2号第3項の通知を発するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨の通知をする事でこの契約を解除することができる。</p> <p>3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれらの返還を乙に請求することができる。</p> <p>4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。</p> <p>5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。</p> <p>6 前2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。</p> <p>(乙の解除権)</p> <p>第11条 乙は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 甲がこの契約に従って支払うべき手数料の支払いを遅延したとき</p>	
--	---	--

<p>(2) 甲が第2条第6項及び第8項並びに第4条第1項及び第8条第1項に定める責務を怠ったときその他甲の責に帰すべき事由により、第3条に定める業務期日までに第2条第3項の通知を発することができないとき</p> <p>(3) 甲が第4条第2項の規程に基づき申請を取り下げず、乙が相当期間を定めて催告してもその申請を取り下げないとき</p> <p>(4) 甲がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき</p> <p>(5) 前各号のほか、甲の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき</p> <p>2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは手数料を甲に返還せず、又当該手数料が未だ支払われていないときは当該手数料の支払いを甲に請求することができる。</p> <p>3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第12条 性能評価書交付を受けた者が、国土交通大臣認定を申請しようとする場合は、別に定める認定申請</p>	<p>(2) 甲が第2条第6項及び第8項並びに第4条第1項及び第8条第1項に定める責務を怠ったときその他甲の責に帰すべき事由により、第3条に定める業務期日までに第2条第3項の通知を発することができないとき</p> <p>(3) 甲が第4条第2項の規程に基づき申請を取り下げず、乙が相当期間を定めて催告してもその申請を取り下げないとき</p> <p>(4) 甲がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき</p> <p>(5) 前各号のほか、甲の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき</p> <p>2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは手数料を甲に返還せず、又当該手数料が未だ支払われていないときは当該手数料の支払いを甲に請求することができる。</p> <p>3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第12条 性能評価書交付を受けた者が、国土交通大臣認定を申請しようとする場合は、別に定める認定申請</p>	
--	--	--

<p>書（別記様式 J S A O-13）に認定手数料（収入印紙 2 万円）を貼付け、指定された期日までに機構に認定の申請をすることが出来る。</p> <p>2 機構は申請者に代わって認定申請の業務を代行する。</p> <p>3 前項の業務代行手数料は別に定める。</p> <p>（認定工場の継続等）</p> <p>第 13 条 機構が交付した性能評価書を添付し国土交通大臣の認定を受けた鉄骨製作工場（以下「認定工場」という。）は次のいずれかの一に該当するにいたった場合は、規程第 6 条に定める性能評価用申請図書を提出し、評価を受けなければならない。（い）</p> <p>(1) 業務約款第 2 条第 8 項に定める <u>評価有効期限</u> 経過後も認定工場の継続をしようとするとき <u>(ろ)</u></p> <p>(2) 認定工場は認定書の適用範囲、認定書別添の品質管理体制及び社内規格・基準、製造設備、検査設備・機器等性能評価の内容に変更を生じ、認定を受けた評価の区分に適合しなくなったとき</p> <p>(3) 認定を受けた工場を移転したとき</p> <p>（認定工場の変更事項の届出等）</p> <p>第 14 条 国土交通大臣の認定を受けた鉄骨製作工場は、次のいずれかに該当するに至った場合、1 カ月以内にその旨を機構の代表取締役社長（以下「社長」と</p>	<p>書（別記様式 J S A O-13）に認定手数料（収入印紙 2 万円）を貼付け、指定された期日までに機構に認定の申請をすることが出来る。</p> <p>2 機構は申請者に代わって認定申請の業務を代行する。</p> <p>3 前項の業務代行手数料は別に定める。</p> <p>（認定工場の継続等）</p> <p>第 13 条 機構が交付した性能評価書を添付し国土交通大臣の認定を受けた鉄骨製作工場（以下「認定工場」という。）は次のいずれかの一に該当するにいたった場合は、規程第 6 条に定める性能評価用申請図書を提出し、評価を受けなければならない。（い）</p> <p>(1) 業務約款第 2 条第 8 項に定める <u>評価対象期限</u> 経過後も認定工場の継続をしようとするとき</p> <p>(2) 認定工場は認定書の適用範囲、認定書別添の品質管理体制及び社内規格・基準、製造設備、検査設備・機器等性能評価の内容に変更を生じ、認定を受けた評価の区分に適合しなくなったとき</p> <p>(3) 認定を受けた工場を移転したとき</p> <p>（認定工場の変更事項の届出等）</p> <p>第 14 条 国土交通大臣の認定を受けた鉄骨製作工場は、次のいずれかに該当するに至った場合、1 カ月以内にその旨を機構の代表取締役社長（以下「社長」と</p>	<p>用語の統一を行う。</p> <p>「評価対象期限」⇒「評価有効期限」</p>
---	--	---

<p>いう。)に届出なければならない。</p> <p>(1) 認定工場の認定書の適用範囲、認定書別添の品質管理体制及び社内規格・基準、製造設備、検査設備・機器等認定の内容に変更があったとき</p> <p>(2) 認定工場の事業主が代わったとき</p> <p>(3) 認定工場が吸収合併、分離独立又は譲渡されたとき</p> <p>(4) 認定工場を廃止又は認定に係わる事業を停止したとき</p> <p>2 社長は、<u>前項</u>の届出があった場合、規程第 16 条に定める性能評価運営委員会の審議を経て、次の事項について文書により認定工場に通知しなければならない。<u>(ろ)</u></p> <p>(1) 改めて性能評価が必要か否か</p> <p>(2) 一定期間内での改善の実施が必要であるか</p> <p>3 社長は、前項の審議にあたり、届出書類の事実確認等の調査が必要であると認めた場合、工場の実施状況の確認等必要な調査を当該工場へ通知のうえ実施し、届出書類に調査報告書を添付し、性能評価運営委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 社長は、第 1 項の事実発生にも係わらず届出がないことが判明したとき、及び、問題提起等により認定工場の適合性に疑義が生じた場合、当該工場に通知のうえ事実確認の調査を行わせることができる。調査の結果、認定書（別添を含む）の記載内容と異なる事実が</p>	<p>いう。)に届出なければならない。</p> <p>(1) 認定工場の認定書の適用範囲、認定書別添の品質管理体制及び社内規格・基準、製造設備、検査設備・機器等認定の内容に変更があったとき</p> <p>(2) 認定工場の事業主が代わったとき</p> <p>(3) 認定工場が吸収合併、分離独立又は譲渡されたとき</p> <p>(4) 認定工場を廃止又は認定に係わる事業を停止したとき</p> <p>2 社長は、<u>前項第 1 号</u>の届出があった場合、規程第 16 条に定める性能評価運営委員会の審議を経て、次の事項について文書により認定工場に通知しなければならない。</p> <p>(1) 改めて性能評価が必要か否か</p> <p>(2) 一定期間内での改善の実施が必要であるか</p> <p>3 社長は、前項の審議にあたり、届出書類の事実確認等の調査が必要であると認めた場合、工場の実施状況の確認等必要な調査を当該工場へ通知のうえ実施し、届出書類に調査報告書を添付し、性能評価運営委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 社長は、第 1 項の事実発生にも係わらず届出がないことが判明したとき、及び、問題提起等により認定工場の適合性に疑義が生じた場合、当該工場に通知のうえ事実確認の調査を行わせることができる。調査の結果、認定書（別添を含む）の記載内容と異なる事実が</p>	<p>第 14 条第 1 項に規定した(1)～(4)すべての届出に対して、規程第 16 条に定める性能評価運営委員会の審議が必要で、「前項第 1 号」は「前項」の誤りである。</p>
--	---	---



<p>判明した場合は、第2項によるものとする。</p> <p>5 第1項の届出工場及び第4項に該当する工場は、第3項及び第4項に定める調査に協力しなければならない。性能評価運営委員会は、当該認定工場の協力がなく事実確認できない時は、改めて性能評価が必要な工場とみなす。</p> <p>6 第2項及び第4項の規定により改善の実施が求められた工場は、通知書発行日から1カ月以内に、改善の実施を行い、改善報告書を機構に提出しなければならない。</p> <p>7 第2項、第4項及び第5項の規定により改めて性能評価が必要となった工場は、通知書発行日から1カ月以内に性能評価の申請をしなければならない。</p> <p>(民事再生手続き等)</p> <p>第15条 認定工場が民事再生法ならびに会社更生法等の手続きを開始し、手続開始決定及び再建計画の認可を受けた場合には、その決定内容及び工場の実態をそれぞれ1カ月以内に機構の社長に届出なければならない。</p> <p>2 社長は、前項のそれぞれの届出があった場合には、性能評価運営委員会の審議を経て、次の事項について文書により当該認定工場に通知しなければならない。</p> <p>(1) 改めて性能評価が必要か否か</p> <p>(2) 一定期間内での改善の実施が必要であるか</p>	<p>判明した場合は、第2項によるものとする。</p> <p>5 第1項の届出工場及び第4項に該当する工場は、第3項及び第4項に定める調査に協力しなければならない。性能評価運営委員会は、当該認定工場の協力がなく事実確認できない時は、改めて性能評価が必要な工場とみなす。</p> <p>6 第2項及び第4項の規定により改善の実施が求められた工場は、通知書発行日から1カ月以内に、改善の実施を行い、改善報告書を機構に提出しなければならない。</p> <p>7 第2項、第4項及び第5項の規定により改めて性能評価が必要となった工場は、通知書発行日から1カ月以内に性能評価の申請をしなければならない。</p> <p>(民事再生手続き等)</p> <p>第15条 認定工場が民事再生法ならびに会社更生法等の手続きを開始し、手続開始決定及び再建計画の認可を受けた場合には、その決定内容及び工場の実態をそれぞれ1カ月以内に機構の社長に届出なければならない。</p> <p>2 社長は、前項のそれぞれの届出があった場合には、性能評価運営委員会の審議を経て、次の事項について文書により当該認定工場に通知しなければならない。</p> <p>(1) 改めて性能評価が必要か否か</p> <p>(2) 一定期間内での改善の実施が必要であるか</p>	
--	--	--

<p>3 社長は、前項の審議にあたり必要があると認められた場合には、当該認定工場へ立ち入り通知をし、実態の事実確認を調査させることができる。</p> <p>4 社長は、第1項の届出がそれぞれの期日までにない場合は、当該認定工場に立ち入り調査の通知をしたうえで、工場の実施状況等の事実確認を調査させることができる。調査の結果に対しては、第2項によるものとする。</p> <p>5 第2項及び第4項の規定により、改善の実施が求められた工場又は改めて性能評価が必要となった工場は、第14条第6項又は第7項によるものとする。</p> <p>(認定工場の公表等)</p> <p>第16条 機構で性能評価書を交付された認定工場について、認定工場名簿を作成し、次の事項を公表する。</p> <p><u>(ろ)</u></p> <p><u>(1) 会社名、認定工場名、代表者名</u></p> <p><u>(2) 認定工場所在地、電話番号</u></p> <p><u>(3) 国土交通大臣認定番号、評価有効期限</u></p> <p>2 社長は、認定工場が次のいずれかの一に該当するに至った場合には、国土交通大臣に報告するとともに、当該工場が性能評価基準に適合しない旨を公表し、第16条第1項の規定により公表している認定工場名簿から削除する。</p> <p>(1) 第13条第1号に定める評価有効期限内に性能</p>	<p>3 社長は、前項の審議にあたり必要があると認められた場合には、当該認定工場へ立ち入り通知をし、実態の事実確認を調査させることができる。</p> <p>4 社長は、第1項の届出がそれぞれの期日までにない場合は、当該認定工場に立ち入り調査の通知をしたうえで、工場の実施状況等の事実確認を調査させることができる。調査の結果に対しては、第2項によるものとする。</p> <p>5 第2項及び第4項の規定により、改善の実施が求められた工場又は改めて性能評価が必要となった工場は、第14条第6項又は第7項によるものとする。</p> <p>(認定工場の公表等)</p> <p>第16条 機構で性能評価書を交付された認定工場について、認定工場名簿を作成し、次の事項を公表する。</p> <p><u>(1) 認定工場名、認定工場所在地、電話番号</u></p> <p><u>(2) 認定工場代表者名、所在地、電話番号</u></p> <p><u>(3) 国土交通大臣認定番号、評価年月日</u></p> <p>2 社長は、認定工場が次のいずれかの一に該当するに至った場合には、国土交通大臣に報告するとともに、当該工場が性能評価基準に適合しない旨を公表し、第16条第1項の規定により公表している認定工場名簿から削除する。</p> <p>(1) 第13条第1号に定める評価有効期限内に性能</p>	<p>認定工場の公表項目を整理し、必要な情報を見直した。</p>
--	--	----------------------------------

<p>評価申請を怠り、再々の督促にも応じなかったとき</p> <p>(2) 第 13 条第 2 号及び第 3 号の規定に係わらず性能評価の申請を怠り、再々の督促にも応じなかったとき</p> <p>(3) 第 14 条第 6 項及び第 15 条第 2 項により改善要求の通知を受け、再々の督促にも係わらず改善報告を怠ったとき</p> <p>(4) 第 14 条第 7 項及び第 15 条第 2 項により改めて性能評価の申請が必要と通知を受け、再々の督促にも係わらず申請を怠ったとき</p> <p>(5) 第 15 条第 4 項に定める工場実態調査に協力しなかったとき</p> <p>(別途協議事項)</p> <p>第 17 条 この契約に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り甲乙協議のうえ定めるものとする。</p> <p>(附 則) ー平成 20 年 3 月 31 日制定ー</p> <p>この細則は、平成 20 年 4 月 1 日より実施する。</p> <p>(附 則) (い)</p> <p>改正後の細則は、平成 23 年 4 月 1 日より実施する。</p> <p><u>(附 則) (ろ)</u></p> <p><u>改正後の細則は、令和 2 年 12 月 10 日より実施する。</u></p>	<p>評価申請を怠り、再々の督促にも応じなかったとき</p> <p>(2) 第 13 条第 2 号及び第 3 号の規定に係わらず性能評価の申請を怠り、再々の督促にも応じなかったとき</p> <p>(3) 第 14 条第 6 項及び第 15 条第 2 項により改善要求の通知を受け、再々の督促にも係わらず改善報告を怠ったとき</p> <p>(4) 第 14 条第 7 項及び第 15 条第 2 項により改めて性能評価の申請が必要と通知を受け、再々の督促にも係わらず申請を怠ったとき</p> <p>(5) 第 15 条第 4 項に定める工場実態調査に協力しなかったとき</p> <p>(別途協議事項)</p> <p>第 17 条 この契約に定めのない事項及び解釈につき疑義が生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り甲乙協議のうえ定めるものとする。</p> <p>(附 則) ー平成 20 年 3 月 31 日制定ー</p> <p>この細則は、平成 20 年 4 月 1 日より実施する。</p> <p>(附 則) (い)</p> <p>改正後の細則は、平成 23 年 4 月 1 日より実施する。</p>	<p>令和 2 年 12 月 10 日に改正した箇所を (ろ) とした。</p>
---	---	--